国の施策・制度・予算に対する

提言•要望書

重点項目



令和元年11月

福岡県福岡県議会

目 次

I		豪雨	「・大雨災害からの復旧・復興	1
	1	被	び地の防災・減災対策に必要な支援	1
	2	災	と害廃棄物処理に対する支援	1
	3	豪	雨災害被災者の生活再建支援への継続的補助	1
	4	公	営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援	1
	5	農	地・農業用施設の復旧・復興に向けた支援	1
	6	豑	・道災害復旧事業費補助に係る地方負担の軽減	2
Π	j		・雇用	
	1	地	2域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化	3
	2		-端成長産業育成等への支援強化	
	3	玉	I際リニアコライダー (ILC)計画に関する調査・検討の実施	3
	4		、田農業振興対策の充実強化	
	5		「産の競争力強化に対する支援の充実	
	6		・ウイフルーツかいよう病対策の充実強化	
	7		の改植に対する支援の充実	
	8	6	次産業化の取組拡大に向けた支援の充実	5
	9	G	A P の推進	
	1	0	新規就農者の定着に向けた支援策の継続	
	1	1	女性の経営参画に向けた支援策の充実強化	5
	1	2	家畜伝染病の発生予防、人と動物の共通感染症対策に対する支援の充実	6
	1	3	鳥獣対策に対する支援の充実	6
	1	4	燃油高騰対策の充実強化	6
	1	5	日本型直接支払制度の推進	
	1	6	特別栽培農産物の流通促進対策	7
	1	7	収入保険制度の充実強化	
	1	8	土地取引の規制を含む法令の整備	7
	1	9	国営事業等の推進	
	2	0	農用地土壌汚染対策	
	2	1	農業協同組合の経営基盤の充実	
	2	2	林業の成長産業化に向けた支援強化	
	2	3	林業における担い手対策の支援強化	
	2	4	森林・山村多面的機能発揮対策交付金の充実	
	2	5	竹材の新たな用途開発	8

2	2 6	5	有明海再生対策の充実強化	9
2	2 7	7	有明海の環境変化の原因究明	9
2	2 8	3	漁業における担い手確保対策の充実強化	9
4	2 9)	新たな資源管理制度に対する支援	9
ć	3 ()	ノリ輸入制度の維持	9
ę	3 1	L	荒廃農地再生等に対する支援の継続	10
ć	3 2	2	農地転用許可制度の見直し	10
Ш	3	ぞ全	·安心	11
-	L	首	都直下地震に備えた首都中枢機能のバックアップ拠点の整備	11
4	2		道ミサイル落下時の情報伝達手段ととるべき行動の国民への継続的な周知	
Ġ	3	•	賀空港へのオスプレイ等の配備計画	
۷	1		京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策	
Ę	5		京電力福島第一原子力発電所事故対応と原子力発電所の安全対策	
(3	災	害対策の充実強化	12
7	7		急自然災害防止対策事業債に係る対象事業の拡大	
8	3	医	療機関の電源確保対策の充実	13
Ç)	た	め池等防災対策の充実強化	13
-	L ()	暴力団壊滅に向けた取組み推進	
-	[]	L	治安基盤の充実強化	14
-	L 2	2	捜査基盤の充実強化	14
-	1 3		インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策	
-	L 4	1	犯罪被害者等支援の推進	14
-	[5	5	再犯防止推進計画に基づく取組みに対する財政措置等の拡充	15
-	1 6	3	地方消費者行政の充実・強化に係る財政措置	15
-	L 7	7	宗教法人の解散手続きの簡素化	15
IV	琈		・エネルギー	
-	L		域における地球温暖化対策の推進	_
2	2		濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進	
ć	3		棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る財政支援制度の充実	
۷	1		定型最終処分場の規制強化	
Ę	5		業廃棄物処分業における経理的基礎に係る基準の厳格化及び積立金制度の創設	
(3		CB廃棄物の早期処理に向けた取組みの強化	
7	7		岸漂着物等対策の推進	
8	3	特	定外来生物の防除の推進	17

8		松	くい虫被害対策の推進	18
1	0)	漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進	18
1	1		省エネルギー対策への支援制度の充実	18
1	2	,	電力システム改革	18
1	3		地域別の電灯電力等需要実績の把握と情報提供	18
1	4	:	太陽光パネルリサイクル等に対する制度創設	19
1	5		浄化槽による汚水処理の推進	19
V	医	療	・福祉	20
1		玉	民健康保険制度の安定的運営の確保	20
2		玉	民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の廃止	21
3		後	期高齢者医療制度の円滑な運営	21
4		介	護保険制度の安定的運営の確保	21
5		介	護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置	21
6		介	護人材の確保	22
7		難	病対策の円滑な運営	22
8		骨	髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、休業補償制度の創設及び十分な財源の確保	22
8		地	型域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等	22
1	0)	医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の十分な財源の確保	23
1	1		有床診療所等のスプリンクラー等施設整備事業への財政措置	23
1	2	,	災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置	23
1	3		障がい福祉制度の改革	23
1	4	:	障がいのある人の就労支援体制の充実・強化	23
1	5		重度障がい者に対する経済的支援の充実	24
1	6		重症心身障がい児・者の受入れに係る報酬額の増額	24
1	7		発達障がい児・者に対する支援の充実	24
1	8		聴覚障がい者に対する支援の充実	24
1	9	١	障害者手帳のカード化に係る財源措置	24
2	0)	地方の意見を踏まえた地域医療構想の推進	25
2	1		生活困窮者自立支援法の実効性の確保	25
2	2	,	低所得世帯に属する高校生の自動車運転免許取得費用に対する援助	25
2	3		民生委員・児童委員制度の拡充	25
2	4	:	子育て支援策の充実	25
2	5		子ども・若者育成支援施策推進のための財政措置	26
2	6		人権施策の推進(同和問題をはじめとする人権問題の解決)	26

VI	地方の社会基盤の整備	27
1	下関北九州道路の早期整備	27
2	八木山バイパスの早期 4 車線化	27
3	東九州自動車道の早期 4 車線化	27
4	高規格幹線道路等の整備推進	27
5	地域の自立促進のための道路網の確実な整備	27
6	災害に強い河川整備の推進	28
7	津波・高潮対策の推進	28
8	河川施設の老朽化対策の推進	28
9	筑後川水系ダム群連携事業の推進	28
1	0 下水道事業の推進	29
1	1 土砂災害対策の推進	29
1	2 大規模災害に備える道路網の確実な整備	29
1	3 道路防災事業の推進	29
1	4 道路施設の老朽化対策の推進	30
1	5 道路施設の震災対策の推進	30
1	6 交通安全事業の推進	30
1	7 九州大学学術研究都市構想に基づく関連道路整備の推進	30
1	8 自転車活用の推進	30
1	9 自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進	31
2	0 日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化	31
2	1 重要港湾苅田港・三池港の機能強化	31
2	2 港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進	31
2	3 世界遺産である三池港の管理保全支援	31
2	4 世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援	32
2	5 地籍調査事業の推進	32
2	6 「まちの賑わい創出」と「地域公共交通ネットワークの	
	維持・充実」につながる施策の推進	32
2	7 街路事業の推進	32
2	8 都市公園事業の推進	32
2	9 パークアンドライドの促進	33
3	0 住宅・建築物の耐震化の推進	33
3	1 住宅セーフティネット機能の確保・強化	33
3	2 住環境整備・住宅市街地整備の推進	33
3	3 住宅ストックの有効活用	33
3	4 鉄道の整備促進	34

3	3 5	鉄道駅の耐震化推進	.34
	3 6	公共交通施設のバリアフリーの推進	
	3 7	地域公共交通の維持・確保	
3	3 8	水道施設整備費国庫補助等予算の確保と制度の充実・強化	.35
VII	教育	育・文化	.36
]	1	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	.36
2	2	高等学校等就学支援金の拡充	. 36
3	3 孝	牧職員定数改善計画の早期策定	. 36
4	1 >	メリハリある教員給与体系の確立	.36
5	5 ±	地域の教育力向上施策の充実	. 36
6	5	公立学校施設の耐震化の促進	. 37
7	7	高等学校の空調整備に係る必要な財源の確保	.37
8	3 ‡	世界遺産の保存活用に向けた取組みの推進	. 37
ç) 7	文化芸術の拠点づくりの推進	. 37
VIII	行則	オ政改革と地方分権の推進	.38
]	上社	土会保障・税にかかわる番号制度	.38
2	2 [国の制度改正に伴う審査請求手続きの簡略化	.38
5	3	「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定	. 38
4	1 3	まち・ひと・しごと創生事業費における「成果」に応じた算定へのシフト	.38
Ę	5 ±	地方消費税に係る精算制度・減収補塡債制度の導入	.38
6	5 作	固人事業税の課税対象業種の見直し	. 39
7	7	会計年度任用職員制度の導入に伴う地方財政措置の実施	. 39
8	3 F	庁舎等の集約化・長寿命化等の推進	. 39

I 豪雨・大雨災害からの復旧・復興

1 被災地の防災・減災対策に必要な支援

【所管省庁 国土交通省】

平成29年7月九州北部豪雨災害により被災した地域の復興にあたり、防災まちづくり 拠点施設の整備や堆積土砂による被災宅地の嵩上げ等に必要な支援を行うこと。

2 災害廃棄物処理に対する支援

【所管省庁 環境省、総務省】

令和元年7月及び8月の大雨で発生した災害廃棄物について、被災自治体が実施する災害等廃棄物処理事業について、十分な予算の確保及び早期の採択を行うこと。

併せて、平成29年九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨で発生した災害廃棄物の処理 にかかる被災自治体の財政負担に対して、手厚い地方財政措置を講じること。

3 豪雨災害被災者の生活再建支援への継続的補助

【所管省庁 厚生労働省】

平成29年7月九州北部豪雨災害による被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために必要な経費について、引き続き財政的支援を行うこと。

4 公営住宅の災害時の宅地復旧に関する支援

【所管省庁 国土交通省】

公営住宅の災害時における宅地の早期復旧による安全確保のため、制度の拡充を図ると ともに必要な財源を確保すること。

5 農地・農業用施設の復旧・復興に向けた支援

【所管省庁 農林水産省】

平成29年7月九州北部豪雨による被災地域の復興に向け、農地・農業用施設の復旧に必要な予算を確保すること。

6 鉄道災害復旧事業費補助に係る地方負担の軽減

【所管省庁 総務省、国土交通省】

JR 路線の鉄道災害復旧事業費補助にかかる地方負担分について、地方債の起債対象とするとともに、起債の元利償還金について地方交付税措置の対象とすること。

Ⅱ 経済・雇用

1 地域に根差した中小企業・小規模事業者対策の充実・強化

【所管省庁 経済産業省】

- (1)中小企業・小規模事業者の成長・発展を図るため、創業、技術開発、経営改善、金融、 販路開拓、経営革新、海外展開、生産性向上など、総合的な対策を引き続き推進すること。
- (2) 創業やベンチャーの創出を促進するため、若者、女性等に対する支援を拡充すること。

2 先端成長産業育成等への支援強化

【所管省庁 文部科学省、経済産業省、厚生労働省】

- (1) 自動車、水素エネルギー、バイオテクノロジー、医療福祉機器、ロボット・半導体、 コンテンツ・ソフトウェア、有機ELなどの先端成長産業の育成・集積を図るため、研 究開発、実用化、人材育成等の取組みに対する継続的な支援を行うこと。
- (2) 自動車産業の中小部品メーカーの革新的な技術開発等に対する積極的な支援を行うこと。
- (3) ロボット・半導体、バイオテクノロジーにおいて、アジアをリードする世界トップクラスの研究開発拠点を形成するため、「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」等による支援を強化すること。
- (4) 医療福祉機器分野への中小企業の参入、開発、製品化を促進するため、医療福祉現場 におけるニーズの把握から薬事規制への対応、実証試験及び製品改良、販路開拓まで、 専門的かつ一貫した支援を強化すること。
- (5)日本発のプログラミング言語「Ruby」、「軽量 Ruby」を活用したソフトウェア開発やアプリケーション制作に対する重点的な支援を行うこと。

3 国際リニアコライダー(ILC)計画に関する調査・検討の実施

【所管省庁 文部科学省】

ILC計画については、財政負担も大きいことから、世界のより多くの研究者が、より長く研究を継続できる研究・生活環境、大学や研究機関、産業の集積による社会経済への波及効果など、国民の英知を結集した幅広い観点から総合的な調査・検討を行うこと。

4 水田農業振興対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1)「農地中間管理機構」の関連事業に係る予算について、10年未満の短期貸付についても機構集積協力金の対象とするほか、新たに担い手に対する協力金を創設するなど制度の見直しを行うこと。また、市町村が、今後、人・農地プランの実質化の取組を進める上で、必要な予算を確保すること。
- (2) 主食用米の需要に応じた生産・販売のための環境整備を一層推進すること。
- (3) 生産者の所得が確保できるよう、水田フル活用の推進に必要な経営所得安定対策等の 交付金に係る予算を恒久的に確保すること。

また、畑作物の直接支払交付金については、再生産が確実に確保されるよう、より直近の生産・販売状況を反映した交付単価とすること、及び産地交付金については、生産者が安心できるよう計画的な配分とすること。

(4) 主要農作物種子法の廃止後も、米・麦等の種子の安定的な供給ができるよう、引き続き、地方交付税措置を確保すること。

5 畜産の競争力強化に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1)「配合飼料価格安定制度」について、配合飼料価格が高止まりした場合にも補填が行われる仕組みに見直すとともに、畜産農家の負担軽減を図るため、畜産経営安定対策について充実強化を行うこと。
- (2) 畜産経営の収益力向上のため、畜産クラスター事業の継続及び充実強化を行うこと。

6 キウイフルーツかいよう病対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 病害診断に必要な資材の整備や苗木等検査の実施など、本病の感染防止のために必要な予算を十分に確保すること。
- (2) Psa3 系統の感染経路の解明、早期かつ効果的な病害診断技術や耐病性品種の開発を早急に行うこと。また、病害侵入の可能性がある花粉、穂木、苗については輸入検疫を徹底すること。
- (3) 防除効果の高い薬剤の開発や防除技術の確立を早急に行うこと。
- (4)キウイフルーツかいよう病により、果樹経営支援対策事業を利用して改植を行う場合 は、産地の実態を反映した十分な支援単価とするとともに、過去の事業実施の有無にか かわらず、支援対象とすること。

7 茶の改植に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

茶の改植に対する支援を、産地の実態を反映した支援水準とすること。

8 6次産業化の取組拡大に向けた支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

6次産業化の取組みを拡大するため、農林漁業者等が実施する施設・機械の整備に係る補助率をすべての地域においてかさ上げすることや各県連携により実施する商談会を事業対象化することに加え、十分な予算額を確保すること。

9 GAPの推進

【所管省庁 農林水産省】

GAP認証取得の拡大を図るため、「持続的生産強化対策事業」の予算を十分確保すること。

また、国民に対するGAPの認知度向上のための取組みを進めること。

10 新規就農者の定着に向けた支援策の継続

【所管省庁 農林水産省】

「農業次世代人材投資資金」については、農外からのUターン者や新規参入者等に確実に 給付し、新規就農者の拡大・育成が図られるよう、必要な予算額を確保すること。

11 女性の経営参画に向けた支援策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

女性農業者の能力開発や、女性の発想や視点を活かした経営参画が図られるよう、地方で活用できる施策を創設すること。

12 家畜伝染病の発生予防、人と動物の 共通感染症対策に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の充実強化を行うこと。特に、愛知県等で発生している豚コレラの拡大防止と撲滅対策を徹底するとともに、アフリカ豚コレラを国内に持ち込まない水際対策を徹底すること。
- (2)「ワンヘルス」の理念のもと、人と動物の健康を守るため、関係機関が連携して、人と動物の共通感染症対策を推進していくこと。

13 鳥獣対策に対する支援の充実

【所管省庁 農林水産省】

野生鳥獣による農林水産物被害は依然深刻であることから、鳥獣対策については、引き続き十分な財源の確保を行うとともに、地域の実情を考慮した仕組みとすること。

14 燃油高騰対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

軽油引取税の免税措置の恒久化をはじめとした農林漁業用の燃油高騰対策の充実強化を 図ること。

15 日本型直接支払制度の推進

【所管省庁 農林水産省】

- (1)日本型直接支払制度の多面的機能支払、環境保全型農業直接支払及び日本型直接支払 推進交付金は、必要額が確保されておらず、取組みに支障をきたしていることから、必 要な予算を確実に確保すること。併せて、地方負担の軽減を図ること。
- (2)中山間地域等直接支払は、令和2年度から第5期対策が実施されるが、高齢化や人口減少による人材不足で取組継続を断念する集落の増加が懸念されるため、外部人材の確保への支援充実など、取組継続に向けた必要な対策を講じること。
- (3)環境保全型農業直接支払は、令和2年度から第2期対策が実施されるが、農業者の高齢化による取組の縮小や断念が懸念されるため、取組継続に向けた手続きや要件の簡素化を図ること。

16 特別栽培農産物の流通促進対策

【所管省庁 農林水産省】

特別栽培農産物の流通を促進するため、有機農産物と同等に消費者に対するPRイベントや商談会の開催などの流通促進に係る支援を講じること。

17 収入保険制度の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

農業保険については、農業者が無保険の状態になることのないよう、農業者個々が経営内容に応じたメリット・デメリット等を理解した上で加入判断ができるように、引き続き、きめ細やかな制度の周知に努めるとともに、農業共済団体が行う加入者確保に向けた取組等に必要な予算を確保すること。

また、自然災害など農業者の経営努力では避けられない収入減少を基準収入から外すなど、農業者の視点に立った制度見直しを行うこと。

18 土地取引の規制を含む法令の整備

【所管省庁 農林水産省】

国民の安全・安心な生活の確保のため、水源地域など公益性の高い土地については、外国 資本による土地取引の規制を含む法令の整備を行うこと。

19 国営事業等の推進

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 農業生産の維持と国土保全を図るため、「国営海岸保全施設整備事業」を早期完成すること。
- (2)「国営施設機能保全事業」を計画的に実施するため、必要な予算を確保すること。

20 農用地土壌汚染対策

【所管省庁 農林水産省】

公害防除特別土地改良事業を計画的に実施するため、事業実施に係る予算確保を講じること。

2.1 農業協同組合の経営基盤の充実

【所管省庁 農林水産省】

農業協同組合制度については、自己改革の進展に向けて、営農指導や農産物の有利販売等 の強化に資するよう経営基盤の充実等のための対策を講じること。

22 林業の成長産業化に向けた支援強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1)豊富な森林資源を循環利用しつつ、林業の成長産業化を実現するため、川上の木材生産から川下の木材需要の拡大までの取組みなど、総合的な支援をより充実させるとともに、十分な予算を確保すること。
- (2)森林経営管理制度や森林環境譲与税の創設により、市町村が新たな役割を担うことに鑑み、市町村の実施体制への支援など、必要な対策を講じること。

23 林業における担い手対策の支援強化

【所管省庁 農林水産省】

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、新規就業者の確保・育成や、 林業事業体の雇用条件の改善の取組みなど、担い手対策における十分な予算の確保及び事 業の拡充など、支援を強化すること。

24 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の充実

【所管省庁 農林水産省】

森林所有者や地域住民等の協働により、森林の有する多面的機能を発揮するため、森林・ 山村多面的機能発揮対策交付金について、十分な予算を確保するとともに、全額国負担とす ること。

25 竹材の新たな用途開発

【所管省庁 農林水産省、経済産業省】

放置竹林の整備を推進するためには、竹材の需要を拡大する必要があることから、エネルギー利用など安定的で大きな需要が見込まれ、かつ付加価値の高い竹材の新たな用途を開発すること。

26 有明海再生対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生対策については、農林水産大臣談話に基づく事業や、有明海の特別措置法に基づき各県が作成した有明海再生計画に沿って実施する総合的な施策、さらに、沿岸4県が協調して実施した調査結果に基づき講じる対策に必要な財源措置を充実すること。あわせて、特別措置法に規定されている国の補助率引き上げ措置の適用期間を延長すること。

27 有明海の環境変化の原因究明

【所管省庁 農林水産省】

有明海再生のためには、有明海の環境変化の原因究明が極めて重要であり、この原因究明の調査については、国の責任において実施すること。

28 漁業における担い手確保対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

漁業における新規就業者の確保・育成対策として、経営が不安定な漁業就業直後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。また、新規就業を希望する漁家子弟の対象を拡充すること。

29 新たな資源管理制度に対する支援

【所管省庁 農林水産省】

漁業法改正に伴う新たな資源管理制度の導入にあたっては、国の要請により都道府県が 実施する資源調査は、国が必要な予算を確保するとともに、資源管理措置を行う漁業者に対 する経営安定対策を講じること。

30 ノリ輸入制度の維持

【所管省庁 農林水産省】

ノリが無制限に輸入されないよう、輸入制度を堅持すること。

31 荒廃農地再生等に対する支援の継続

【所管省庁 農林水産省】

農業者等による小規模な荒廃農地の再生や発生防止等の取組みに対する支援を継続すること。

32 農地転用許可制度の見直し

【所管省庁 農林水産省】

農地法第5条で、農地転用許可を受けた第2種、第3種農地について、許可条件違反の状態が継続または継続する恐れのある場合、これを是正することが可能となるよう制度の見直しを行うこと。

Ⅲ 安全・安心

1 首都直下地震に備えた首都中枢機能のバックアップ拠点の整備

【所管省庁 内閣府(防災)】

首都直下地震をはじめとした大規模災害発生時における首都中枢機能維持のため、バックアップ拠点の整備について検討を進めること。

2 弾道ミサイル落下時の情報伝達手段と とるべき行動の国民への継続的な周知

【所管省庁 総務省(消防庁)】

国民に対し、弾道ミサイルが落下する場合の国民保護サイレン音を含めた情報伝達手段 ととるべき行動について、テレビやラジオなどの媒体の特性を生かし、継続的に周知を図る こと。

3 佐賀空港へのオスプレイ等の配備計画

【所管省庁 防衛省】

佐賀空港への自衛隊のオスプレイ等の配備計画について、今後、具体的な運用方法や本県への影響及び影響が生じた場合の対応が明らかになった時点で、本県に対し速やかに説明すること。

また、関係する自治体や関係者に対しても、直接説明するなど適切に対応すること。

- (1) 本県内での飛行頻度と飛行時間
- (2) 本県内のオスプレイ等の飛行経路における高度と騒音の程度
- (3) オスプレイ等の飛行に伴う本県内の畜産などの農業やノリ養殖などの漁業に対する 影響及び影響が生じた場合の対応

4 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力災害対策

【所管省庁 内閣府(原子力防災)、環境省】

- (1)原子力発電所の周辺自治体が講じるべき対策のうち、船舶に対する避難退域時検査など、具体的な実施方法が示されていない部分を早急に明らかにすること。
- (2) 避難用バスの運転手確保など、自治体が直面する困難な課題の解決を図るため、国として主体的に具体的な支援を行うこと。
- (3)自治体が実施する原子力災害対策について、国の交付金等により全額財政措置するとともに、その使途の拡充及び弾力的な運用を図ること。

5 東京電力福島第一原子力発電所事故対応と 原子力発電所の安全対策

【所管省庁 内閣府(原子力防災)、経済産業省、環境省】

- (1)原子力発電所の安全性については、国が責任をもって確認・確保し、電力事業者とと もに国民に対し、その安全性やエネルギー政策上の必要性等について十分な説明を行 い、理解を得ていくこと。
- (2)原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、国民の期待に応えるべくしっかり規制・審査すること。

6 災害対策の充実強化

【所管省庁 内閣官房(国土強靭化担当)、内閣府(防災)、

総務省(消防庁)、厚生労働省、農林水産省】

平成 28 年熊本地震や平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨等による甚大な被害及び南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、地域の防災基盤や防災力を強化するための対策を講じること。

- (1) 市町村が国土強靱化地域計画を策定する際に、研修会の講師や計画策定の実務を指導する職員を派遣するなど、支援策を拡充すること。
- (2) 災害発生時、市町村が速やかに避難所を設置し、円滑に運営できるようにするため、トイレなど必要な資材の平時からの整備にかかる費用に対し、確実な財政措置を講じること。
- (3) 防災拠点となる市町村庁舎の耐震化、指定避難所の環境整備等を推進するための恒久的な財源措置を講じること。
- (4)住民に対する普及啓発や自主防災組織の育成など、地域防災力を向上させるために必要な財政措置を講じること。
- (5) 広域防災拠点の整備に併せ、アジア防疫センター(仮称)を併設するなど、広域ブロックで、鳥インフルエンザ、狂犬病等の「人と動物の共通感染症対策」や口蹄疫等の防疫対策に取り組む体制を整備すること。

7 緊急自然災害防止対策事業債に係る対象事業の拡大

【所管省庁 総務省】

地方の判断において、緊急性の高い地方単独事業に緊急自然災害防止対策事業債を活用できるよう、本事業債の対象事業を拡大すること。

(1)「国庫補助事業の要件を充たす事業」は本事業債の対象外であるが、国庫補助の認証

が得られていない場合であって、地方が単独事業として緊急的に実施する必要がある と判断する事業については、本事業債の対象とすること。

(2) 関係省庁から示されている対象事業ごとの要件について、頻発する自然災害と地方に おける防災・減災への取組みの実情を踏まえ緩和すること。

8 医療機関の電源確保対策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

災害発生時における医療提供体制を確保するため、電源確保に係る補助制度の対象医療 機関を拡大すること。

9 ため池等防災対策の充実強化

【所管省庁 農林水産省】

- (1) 国が定めるため池など農業用施設の設計基準が、流木対策など近年の豪雨災害に対応できているか検証、見直しを行うこと。
- (2)「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、所有者及び管理者、地方公共団体が、その責務や役割を適切に果たせるよう、適切な財政措置を行うこと。また、再選定を行った防災重点ため池の整備や調査、ハザードマップ作成など、必要な経費に対する支援を着実に継続すること。

10 暴力団壊滅に向けた取組み推進

【所管省庁 国家公安委員会、警察庁、法務省、文部科学省(文化庁)】

- (1) 暴力団組織から離脱した者に対する社会復帰対策を強化すること。
 - ①就労支援に関する広域連携を全国に拡大させること。
 - ②離脱した者を雇用する事業者に対する給付金の支給や身元保証制度の導入を行うこと。
- (2) 暴力団の所得に関する調査・徴収を徹底すること。
- (3) 暴力団対策として街頭防犯カメラを設置する自治体への財政支援を行うこと。
- (4) 資機材・車両等の整備強化のため、以下の措置を講じること。
 - ①効果的・効率的な捜査活動に資する資機材・車両の整備を強化すること。
 - ②万全な保護対策に資する資機材の整備を強化すること。
 - ③県下全域における自動車ナンバー自動読取システムの配備について、筑後地区の中 核都市等を中心に整備を促進すること。
 - ④画像の鮮明化等の技術開発に対する支援を強化すること。

- ⑤爆発物専用の鑑定処分施設を併用した保管施設を整備すること。
- (5) 宗教法人から暴力団を排除するため、宗教法人法に暴力団員等を排除する規定を追加すること。

11 治安基盤の充実強化

【所管省庁 警察庁】

- (1) 無線警ら車等を整備し、治安体制を充実強化すること。
- (2) 交通安全施設の充実整備及び効率的かつ計画的な更新を推進すること。

12 捜査基盤の充実強化

【所管省庁 警察庁】

暮らしの安全・安心へ向け、次のとおり捜査基盤の充実強化を図ること。

- (1) 死体取扱業務に伴う特殊勤務手当の充実を図ること。
- (2) A I やビッグデータを活用し、捜査の合理化・効率化を図ること。
- (3) 進行型殺傷事案に対応するため、警察法施行令の改正の検討や資機材の整備を図るとともに、各県の事態対処医療に関する知識の向上を図ること。
- (4) 証拠資料を収集するための資機材を整備すること。

13 インターネットを介した青少年犯罪被害等への対策

【所管省庁 内閣府(少子化対策)、総務省、法務省】

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がコミュニティサイトを介して犯罪被害等に遭 うケースが後を絶たないことから、フィルタリング義務の規制対象範囲を、通信機能を備え るゲーム機や音楽プレーヤー等にも拡大するとともに、国においてフィルタリング義務の 徹底を図ること。

また、青少年の自画撮り被害が拡大していることから、青少年に裸の画像等を要求する行為を禁止するなど、未然防止に向け必要な法整備を行うこと。

14 犯罪被害者等支援の推進

【所管省庁 法務省、警察庁】

犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟の再提訴時における申立手数料を減額すること。

15 再犯防止推進計画に基づく取組みに対する財政措置等の拡充

【所管省庁 法務省】

- (1) 再犯防止推進計画に基づく取組みについて、着実な施策の実施に必要な財源を安定 的・恒久的に措置すること。
- (2) 不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかなことから、受刑者等の広域的 な就労支援を行う「矯正就労情報センター(通称:コレワーク)」の設置拡大など、「就 労の確保」の取組みの更なる充実を図ること。

16 地方消費者行政の充実・強化に係る財政措置

【所管省庁 内閣府(消費者庁)】

地方が消費者行政を安定的に実施・推進できるよう、地方消費者行政強化交付金のうち、「推進事業」については、活用期間までの所要額の確保に努め、更なる減額を行わないこと。 また、「強化事業」については、補助率の改善や多様化する消費者トラブルに対応できるよう、地方からの提案に応じて柔軟に使途を拡充するなどの改善を図ること。

17 宗教法人の解散手続きの簡素化

【所管省庁 文部科学省(文化庁)】

- (1)宗教法人の解散に伴う清算手続きにおける公告について「少なくとも三回」を削除し、 1回の公告で可能とすること。
- (2) 不活動宗教法人の整理が促進されるよう、一定期間不活動状態が継続した場合には、解散したものとみなす制度を導入すること。

Ⅳ 環境・エネルギー

1 地域における地球温暖化対策の推進

【所管省庁 環境省】

地域における気候変動適応策を含めた地球温暖化対策の推進のために必要な予算を確保すること。

2 高濃度光化学オキシダントなどの越境大気汚染対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 東アジアにおける広域的な大気保全対策を推進するため、関係各国に対し強力に働きかけること。
- (2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の発生源や生成機構の解明、健康影響に関する知見の集積等を早急に行うこと。

3 廃棄物処理施設の建設、維持管理、解体に係る 財政支援制度の充実

【所管省庁 環境省】

- (1) 市町村による廃棄物処理施設の計画的な整備推進や産業廃棄物である廃プラスチック類の受入れ等のため、循環型社会形成推進交付金の必要額の確保等の財政支援を行うこと。
- (2) 廃止焼却施設の解体跡地に新たな施設整備を行わない場合の解体費用について、新たな補助制度を設けること。

4 安定型最終処分場の規制強化

【所管省庁 環境省】

- (1) 安定型最終処分場に埋立可能な廃棄物の種類を見直すこと。
- (2) 安定型最終処分場の構造基準を強化すること。
- (3) 稼働中や閉鎖後の安定型最終処分場に必要な改善措置が講じられるよう財政支援を行うこと。

5 産業廃棄物処分業における経理的基礎に係る 基準の厳格化及び積立金制度の創設

【所管省庁 環境省】

経理的基礎の判断基準をより厳格かつ具体に定める、積立金制度を創設する等により、産業廃棄物処理業者による不適正処理事案の改善措置を事業者自身が確実に実施することができるよう担保すること。

6 PCB廃棄物の早期処理に向けた取組みの強化

【所管省庁 環境省】

高濃度PCB廃棄物のうち、特例処分期限日(平成31年3月末)終了後に判明した廃コンデンサー等について、早期に処分できるよう具体的な対応策を示すこと。

高濃度PCB廃棄物の一日でも早い確実な処理の完了のため、積極的な広報・啓発活動を継続的に行うこと。

また、低濃度PCB廃棄物の確実な期限内処理に向け、処理費用等にかかる助成制度を創設すること。

7 海岸漂着物等対策の推進

【所管省庁 環境省】

- (1) 地方公共団体が実施する海洋ごみ(漂着・漂流・海底ごみ)に係る対策について、十分な予算を確保するとともに、引き続き適切な財政支援を行うこと。
- (2)海洋ごみやマイクロプラスチックに係る実態調査を継続的に実施し、その結果を基に効果的な発生抑制対策を実施すること。
- (3)福岡県をはじめとする日本海側の沿岸部には、周辺国からの漂着ごみが繰り返し漂着していることから、関係国との国際連携・協力を強化し発生抑制対策を実施すること。

8 特定外来生物の防除の推進

【所管省庁 環境省】

特定外来生物の国内への侵入初期のみならず、国内における分布域拡大期の国の対応を 明確にするとともに、分布域拡大期においても責任をもって防除を実施すること。あわせて 市町村への財政的支援を実施すること。

9 松くい虫被害対策の推進

【所管省庁 農林水産省】

松くい虫被害を軽減させるためには、徹底した防除対策を行う必要があることから、対策 に必要な予算を十分確保するとともに、国有林については、国の責任において万全の防除対 策を講じ、民有林との一層の連携強化を図ること。

10 漁場のゴミ処理及び海底の堆積物処理対策の推進

【所管省庁 農林水産省、環境省】

漁場へのゴミの流入抑制対策や漂流ゴミの回収・処理に対する予算の確保・充実に努めるとともに、海底の堆積物や土砂の処理について、緊急に対応できるような事業を構築すること。

11 省エネルギー対策への支援制度の充実

【所管省庁 経済産業省、国土交通省、環境省】

エネルギーの効率的利用を促進するため、省エネ設備やエネルギーマネジメントシステムの導入、建築物の省エネ改修などへの支援制度の充実を図ること。

12 電力システム改革

【所管省庁 経済産業省】

電力システム改革については、電力の安定供給を前提とし、電力ユーザーや電源立地地域など地域の利益に配慮しながら、着実に実行すること。

13 地域別の電灯電力等需要実績の把握と情報提供

【所管省庁 環境省】

地域における省エネルギー・節電対策の効果を的確に評価できるよう各電気事業者と調整の上、地域別の電灯電力等需要実績について、できるだけ詳細に把握し情報提供を行うこと。

14 太陽光パネルリサイクル等に対する制度創設

【所管省庁 環境省、経済産業省】

- (1)使用済み太陽光パネルの適切な回収及びリサイクルを推進するため、法整備を含めた対策を実施すること。
- (2) 事業終了後の太陽光発電設備について、事業者に確実に撤去・処分させるための制度を創設すること。

15 浄化槽による汚水処理の推進

【所管省庁 環境省】

汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換についての取組を推進するため、汲み取り便槽の撤去費及び宅内配管工事費について、財政支援を行うこと。

Ⅴ 医療・福祉

1 国民健康保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

(1) 国保の財政運営について、都道府県毎の国費の配分、財政運営の見通しを明らかにし、 安定的な運営の可否について十分に検証すること。それを踏まえ、将来にわたる持続可 能な制度の確立、国民の保険料負担の平準化に向け、地方と協議しながら、子どもに係 る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じ、 今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図ること。

また、国保の主要な財源である普通調整交付金については、自治体間の所得調整という重要な機能を担っていることから、地方の意見を十分に尊重し、その機能を引き続き維持すること。

- (2) 国保財政の安定的な運営が図られるよう、前期高齢者交付金等の運用方法の見直し等、毎年度の歳入歳出の大幅な変動を抑制するような仕組みの創設等を行うこと。
 - また、財政安定化基金については、基金の増額を含めた、さらなる財政支援を図るとともに、年度間の財政調整機能の付与等、柔軟な運用について認めること。
- (3)保険者努力支援制度の実施に当たっては、適正かつ客観的な指標を設定し、透明性の高い合理的な交付方法となるよう地方の意見を踏まえた上で行うこと。
- (4)地域別診療報酬の特例について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方の 検討に当たっては、地域独自の診療報酬の妥当性や医療費適正化の実現に向けた実効 性に係る検討を、各都道府県の意見を踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。
- (5) また、医療費の動向等に応じて給付率を調整する考え方については、医療費の増嵩を 踏まえつつ、患者の受診行動や生活の実態が考慮されず負担が過大になるおそれや、一 時的要因による医療費の変動や景気の変動等によって患者負担が頻繁に変わるおそれ がある等の課題を考慮しながら、慎重に検討すること。
- (6) 今後の制度の見直しの検討に当たっては、引き続き地方と十分に協議を行うとともに、制度設計者である国の責任において、被保険者に対する丁寧な説明・周知を行うこと。 また、制度の見直しに当たって新たな費用負担が発生する場合には、国において必要な財源を確保し、所要の経費について財政支援を行うこと。
- (7) その上で、医療保険制度の安定的な運営のため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化を見据え、具体的な道筋を提示すること。

2 国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置の廃止

【所管省庁 厚生労働省】

子ども、重度心身障がい者(児)、ひとり親家庭等に対して現物給付による医療費助成を 行った場合の、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置を全面的に廃止すること。

3 後期高齢者医療制度の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

(1)後期高齢者の窓口負担の在り方の検討に当たっては、低所得者への配慮や激変緩和措置について十分に検討すること。

また、実施・検討に当たっては、国において、激変緩和措置等に係る必要な財源措置 を講じるとともに、被保険者に混乱が生じないよう、丁寧な説明・周知を行うこと。

(2)後期高齢者の保険料軽減特例の見直しにより、年度毎に被保険者の負担が変動することとなるため、被保険者はもとより関係者に対して、国の責任において丁寧な説明・広報周知を行うこと。

4 介護保険制度の安定的運営の確保

【所管省庁 厚生労働省】

介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、介護保険財政において、保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を図ること。

また、保険者機能強化推進交付金の財源については、保険者の責めによらない要因により 生じる保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付される調整交付金とは、別 枠で措置すること。

5 介護保険地域支援事業の円滑な実施のための財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

市町村が、地域の実情に応じた地域支援事業を円滑に実施できるよう、地域支援事業の財源である地域支援事業交付金について、十分な財政措置を行うこと。

6 介護人材の確保

【所管省庁 厚生労働省】

- (1)介護職員の処遇改善について、加算による対応は届出の事務作業が煩雑であり、さらに、次年度以降の取扱いが不明であることから、基本報酬の引き上げによる対応を検討すること。
- (2) 介護職の社会的評価の向上に向けた施策を推進すること。
- (3) 外国人を含む多様な人材の確保やキャリアパスの確立を図ること。
- (4) ロボット技術・ICT の活用等による介護サービスの効率化を推進すること。

7 難病対策の円滑な運営

【所管省庁 厚生労働省】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、受給者、医療機関、地方自治体において事務負担が増加している実態を把握し、事務負担を軽減するため、手続きの簡素化など継続的に制度の見直しを行うこと。

8 骨髄ドナー特別休暇制度の普及拡大、 休業補償制度の創設及び十分な財源の確保

【所管省庁 厚生労働省】

官公庁や大手企業等で既に導入されている「骨髄ドナー特別休暇制度」の普及拡大を図る とともに、国において休業補償制度を創設すること。

また、ドナーが提供に至らない理由や求める支援を国において把握・分析した上で更なる 提供率の向上につながる総合的な施策を推進するとともに、地方自治体の施策実施のため に必要な予算措置を行うこと

9 地域医療介護総合確保基金の十分な財源の確保等

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療介護総合確保基金(医療分)については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、在宅医療の充実及び医療従事者の確保に関する事業が安定的に継続できるよう 十分な財源を確保するとともに、医療療養病床の介護医療院等への転換に係る開設準備経費への支援について、基金事業の対象に含めること。

1 O 医療提供体制推進事業費補助金(統合補助金)の 十分な財源の確保

【所管省庁 厚生労働省】

地域の救急医療や周産期医療を良質かつ適切に提供していくために、医療提供体制推進 事業費補助金(統合補助金)により実施される事業が安定的に継続できるよう十分な財源を 確保すること。

11 有床診療所等のスプリンクラー等施設整備事業への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

入院患者の安全の確保と地域医療の確保を図るため、防火施設整備等に係る費用に対して安定的・継続的に十分な財政措置を講じること。

12 災害拠点病院等の耐震化整備への財政措置

【所管省庁 厚生労働省】

医療施設の耐震化は喫緊の課題となっており、これを一層推進する必要があることから、 医療施設耐震化臨時特例基金のように、都道府県に基金を設置して複数年度に渡る支援が 継続して実施できるような助成制度を新たに創設すること。

13 障がい福祉制度の改革

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 平成30年4月の報酬体系見直しの効果の検証を行うとともに、障害者総合支援法の施行に必要な財源を確保し、持続可能な制度とすること。
- (2) また、制度改正を行う場合は、地方公共団体における周知や施行準備に要する期間や財源措置について十分に配慮すること。

14 障がいのある人の就労支援体制の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1)障害者就業・生活支援センターの生活支援等事業について、国庫補助基準額を引き上げること。
- (2) 障害者就業・生活支援センターの支援員を増員するなど就労支援体制を充実・強化するとともに、効果的なサービスを提供できる制度の改善を行うこと。

15 重度障がい者に対する経済的支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

国において重度障がい者医療費助成制度を創設すること。

16 重症心身障がい児・者の受入れに係る報酬額の増額

【所管省庁 厚生労働省】

医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者に対するサービスの提供が十分行われるよう、 報酬額の増額を図ること。

17 発達障がい児・者に対する支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 発達障がい児や発達障がい者が成長段階に応じ適切な支援を受けることができるよう、保健師、保育士、教諭、相談支援専門員への研修など、地域の発達障がいに係る専門的知識を有する人材を育成するための施策に対し、所要の財源措置を図ること。
- (2) 地域の関係機関が協力して発達障がい児や発達障がい者への支援を行うことができるよう、関係機関の連携を進めるための施策に対し、所要の財源措置を図ること。

18 聴覚障がい者に対する支援の充実

【所管省庁 厚生労働省】

人工内耳用材料の交換費用が医療保険適用となることについて、関係機関に対し、国の責任において確実に周知すること。

19 障害者手帳のカード化に係る財源措置

【所管省庁 厚生労働省】

カード形式の障害者手帳の交付に係る事務手続変更等の経費について、地方交付税の算定基準の見直し、若しくは個別の補助制度の創設等、地方に対する財源措置を講じること。

20 地方の意見を踏まえた地域医療構想の推進

【所管省庁 厚生労働省】

地域医療構想を推進していくに当たっては、国は、地方の意見を十分に踏まえ、協議を進めること。

21 生活困窮者自立支援法の実効性の確保

【所管省庁 厚生労働省】

生活保護に至る前の段階にある方々について支援を行う生活困窮者自立支援法に基づいた各種事業が、全ての実施機関において十分に提供されるよう、任意事業の国庫補助率を必須事業と同等の3/4に見直すこと。

22 低所得世帯に属する高校生の

自動車運転免許取得費用に対する援助

【所管省庁 厚生労働省】

低所得世帯(被保護世帯含む)に属する高校生が、就職のために自動車運転免許を取得する場合の費用について、生活福祉資金(福祉費)及び生活保護費(生業扶助)に含まれるよう対象を拡大すること。

23 民生委員・児童委員制度の拡充

【所管省庁 厚生労働省】

民生委員・児童委員が必要な業務を円滑に行うことができるよう、以下の措置を講じること。

- (1) 民生委員・児童委員の活動内容・範囲についてガイドラインを策定するなど、役割の明確化を図ること。
- (2) 地方交付税単価の引上げを行うこと。

24 子育て支援策の充実

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 子ども及びひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (2) 男性の育児参画を促進する仕組みの創設と仕事と子育てが両立できる職場環境づくりに向けた企業の取組みを促進すること。

25 子ども・若者育成支援施策推進のための財政措置

【所管省庁 内閣府(少子化対策)】

ひきこもりや若年無業など、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、ワンストップで相談対応を行う「子ども・若者総合相談センター」の設置運営について、必要な財政措置を行うこと。

26 人権施策の推進(同和問題をはじめとする人権問題の解決)

【所管省庁 総務省、法務省、文部科学省】

- (1)人権教育及び人権啓発の推進に関する法律や部落差別の解消の推進に関する法律の 趣旨を踏まえ、総合調整機能を担う窓口を設置するなど、教育・啓発等に関する施策を 積極的に推進するとともに、地方公共団体への財政措置の拡充を図ること。
- (2)人権侵害救済制度の早期確立のため、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある 人権委員会の設置等、人権救済の積極的推進を目的とする法的措置を講じること。

VI 地方の社会基盤の整備

1 下関北九州道路の早期整備

【所管省庁 国土交通省】

下関北九州道路の早期実現に向け、直轄調査を迅速かつ着実に進めること。

2 八木山バイパスの早期4車線化

【所管省庁 国土交通省】

八木山バイパスの4車線化を早期に整備すること。

3 東九州自動車道の早期4車線化

【所管省庁 国土交通省】

東九州自動車道の4車線化について、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保するため、早期に事業化すること。

4 高規格幹線道路等の整備推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1)福岡空港への自動車専用道路の早期事業化及び新北九州空港道路の整備促進を図ること。
- (2) 有明海沿岸道路の整備を推進すること。
- (3) 東九州自動車道の 4 車線化及び西九州自動車道全線の自動車専用道路としての整備など、高規格幹線道路の広域ネットワークにおける機能強化を推進すること。
- (4) 北九州・福岡都市圏の発展に必要な幹線道路ネットワークの整備を推進すること。

5 地域の自立促進のための道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

産業・観光振興の観点から、空港、港湾、インターチェンジなどを結ぶ幹線道路の整備を 推進すること。

6 災害に強い河川整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

梅雨期や台風時の洪水、近年多発する集中豪雨及び都市化の進展に伴う被害リスクから 県民の生命と財産を守るため、ハード・ソフト一体となった対策による河川整備を推進し、 必要な予算を確保すること。

7 津波・高潮対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1)台風により過去幾度となく甚大な高潮被害が発生していることから、今後の災害の予防・軽減に資するため、海岸整備事業、河川整備事業を推進し、必要な予算を確保すること。
- (2) 地震による津波や高潮の被害リスクに対し、避難体制を整備するためのソフト対策を推進すること。

8 河川施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 水門、揚排水機場、ダム等の多くの施設の老朽化が著しいことから、これらの老朽化対策を推進し、必要な予算を確保すること。
- (2) 河川施設等の定期点検や小規模な修繕に要する費用を交付金の交付対象とすること。

9 筑後川水系ダム群連携事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

筑後川水系ダム群連携事業について、事業を進めるにあたって必要な導水ルートなどを 明確にした計画を早期に策定すること。

10 下水道事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1)下水道事業をとりまく様々な課題に適切に対応するため、下水道事業の特性を踏まえた現行の国庫補助制度を堅持すること。
- (2) 快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全等を図るため、以下の下水道整備計画 の推進に必要な予算を確保すること。
 - ①公共下水道、流域下水道の早期概成に向けた整備促進
 - ②公共用水域の水質改善のための高度処理の導入推進
 - ③浸水対策の推進
 - ④下水道施設の地震対策・老朽化対策の推進
- (3) 未普及対策及び浸水対策については重点化が打ち出されているが、下水道が極めて公共性の高い役割を担っていることを踏まえ、引き続き、老朽化対策への適切な財政支援を行うこと。

11 土砂災害対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 土砂災害危険箇所解消のため、交付金事業に係る保全人家戸数の採択基準の緩和等により、対策工事の促進に必要な予算を確保すること。
- (2)災害関連事業に係る補助制度の一層の充実に向け、激甚災害の柔軟な適用を図るとともに、急傾斜地の斜面に係る採択要件の緩和等により、事業の促進を図ること。

12 大規模災害に備える道路網の確実な整備

【所管省庁 国土交通省】

地域防災計画に定める緊急輸送道路ネットワークの確実な整備に必要な予算を確保すること。

13 道路防災事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

豪雨や地震などによる道路法面崩壊や落石等を未然に防止するため、道路防災対策を着 実かつ早急に推進し、必要な予算を確保すること。

14 道路施設の老朽化対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 今後、急速に高齢化が進む道路施設(橋梁、トンネル等)の老朽化対策を推進し、必要な予算を配分すること。
- (2) 市町村の道路施設の点検、修繕に係る交付金の国費率を嵩上げするとともに、維持管理・更新に関する技術開発や技術者の育成を行い、市町村を支援すること。

15 道路施設の震災対策の推進

【所管省庁 国土交通省】

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等、特に重要な路線 上の橋梁については、被災後速やかに機能を回復できるよう震災対策事業を推進し、必要な 予算を確保すること。

16 交通安全事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

交通事故のない安全な交通空間の確保と安心して移動できる環境確保のため、道路の無電柱化、自転車利用環境の整備、歩道設置、交差点改良及び歩道のバリアフリー化といった 交通安全事業を推進し、必要な予算を確保すること。

17 九州大学学術研究都市構想に基づく関連道路整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

学術研究都市の形成に係る道路の整備に必要な予算を確保し、早期完成を図ること。

- (1) 学園通線、中央ルートなどのアクセス道路
- (2) 今宿道路(福岡市~糸島市)

18 自転車活用の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1)「自転車活用推進計画」に基づく措置に対する必要な予算を確保すること。
- (2)併せて、地方版自転車活用推進計画に基づく措置に対する補助制度の充実・強化を図ること。

19 自動運転移動サービスの実現・普及に向けた取組の推進

【所管省庁 国土交通省】

地方における自動運転移動サービスの実現及び普及への取組に必要な予算を確保すること。

20 日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

発展著しいアジアに近いという地理的優位性を活かし、国際競争力を高めるため、日本海側の拠点としての北九州港・博多港の機能強化を推進すること。

21 重要港湾苅田港・三池港の機能強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1) 自動車産業やセメント産業など地域の基幹産業の競争力を支える重要港湾苅田港について、機能強化を推進すること。
- (2) 県南地域の地域経済を支える物流拠点として、重要な役割を担っている重要港湾三池港について、機能強化を推進すること。

22 港湾施設の老朽化対策並びに防災・減災の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1)港湾施設の老朽化対策を推進するため、施設の定期点検・小規模な修繕に要する費用を交付金の交付対象とすること。
- (2) 港湾施設における防災・減災を推進し、必要な予算を確保すること。

23 世界遺産である三池港の管理保全支援

【所管省庁 国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産かつ稼働資産である三池港について、引き続き管理保全に関する技術的支援・財政的支援を行うこと。

24 世界遺産である官営八幡製鐵所等の管理保全支援

【所管省庁 国土交通省】

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産かつ稼働資産である官営八幡製鐵所及び遠賀川水源地ポンプ室について、引き続き管理保全に関する財政的支援を行うこと。

25 地籍調査事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

土地の基礎的な情報を整備する地籍調査を早期に完了させるため、調査に必要な予算を確保すること。

26 「まちの賑わい創出」と「地域公共交通ネットワークの 維持・充実」につながる施策の推進

【所管省庁 国土交通省】

「まちの賑わい創出」と「地域公共交通ネットワークの維持・充実」につながる施策に取り組む自治体に対し、重点的な支援をすること。

27 街路事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における自動車等の円滑な交通の確保と安全で安心して生活ができる市街地の形成を図るため、次の事業の推進に必要な予算を確保すること。

- (1) 西鉄天神大牟田線(春日原~下大利)連続立体交差事業
- (2) 都市の骨格を形成する幹線街路の整備

28 都市公園事業の推進

【所管省庁 国土交通省】

都市における快適な生活環境の整備や災害時の避難場所の確保、多様なイベントや健康 増進活動の場の提供、さらに観光資源の一つとして、次の都市公園整備の推進に必要な予算 を確保すること。

- (1) 県営筑後広域公園
- (2) 県営大濠公園
- (3) 国営海の中道海浜公園

29 パークアンドライドの促進

【所管省庁 総務省、国土交通省】

パークアンドライド用駐車場への固定資産税減免に対する支援措置を講じること。

30 住宅・建築物の耐震化の推進

【所管省庁 国土交通省】

地震に強い安全・安心な県づくりを実現するため、住宅や不特定多数の者・避難弱者が利用する特定建築物、さらには防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進のため、重点的な予算配分を行うこと。

31 住宅セーフティネット機能の確保・強化

【所管省庁 国土交通省】

- (1)住宅確保要配慮者の居住の安定と安全を図るため、老朽化した公営住宅等の建替え・ 改善の推進に必要な予算を確保するとともに、建設に係る国費率の嵩上げのほか、維持 修繕に係る費用を交付対象とする等の制度の拡充を図ること。
- (2) サービス付き高齢者向け住宅整備事業の時限措置を撤廃すること。

32 住環境整備・住宅市街地整備の推進

【所管省庁 国土交通省】

- (1)不良住宅等の密集した地区の住環境整備を推進するため、必要な財源を確保するとともに制度の拡充を図ること。
- (2) 狭あい道路の整備を推進し、安全な住宅市街地の形成を図るため、整備促進事業の時限措置を撤廃すること。

33 住宅ストックの有効活用

【所管省庁 国土交通省】

人口減少・少子高齢社会において、高齢者世帯や子育て世帯が各々のニーズに応じた住生 活を送れるよう、住み替えやリフォームを促進するなど、さらなる住宅ストックの有効活用 が進むような対策を講じること。

34 鉄道の整備促進

【所管省庁 国土交通省】

整備新幹線の整備を推進すること。

- (1) 九州新幹線西九州ルート (博多~長崎間 約143km) の整備推進
- (2) 東九州新幹線の整備計画路線への格上げ及び所要の整備財源の確保

35 鉄道駅の耐震化推進

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1) 地震に強いまちづくりを実現するため、鉄道駅の耐震化の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) さらに、鉄道駅の耐震化にかかる地方負担分について、地方交付税措置の対象とするとともに、地方債の起債対象とすること。

36 公共交通施設のバリアフリーの推進

【所管省庁 国土交通省】

高齢者、障がいのある人等の移動の円滑化を図るため、交通事業者が行う公共交通施設の バリアフリー化整備に必要な予算を確保するとともに、補助制度の充実・強化を図ること。

37 地域公共交通の維持・確保

【所管省庁 総務省、国土交通省】

- (1)地方の鉄道の安全輸送やバス路線並びに離島航路の維持・確保のために、現行補助制度を維持するとともに必要な予算を確保すること。
- (2)「地域公共交通再編実施計画」の期間中において、事情変更に基づく計画内容の見直しができるよう、柔軟な制度とすること。
- (3) 中小民間鉄道の安全輸送施設整備にかかる地方負担分についても、第三セクター鉄道と同様、地方債の起債対象とすること。

38 水道施設整備費国庫補助等予算の確保と制度の充実・強化

【所管省庁 厚生労働省】

- (1) 老朽施設更新、耐震化、広域化及び停電・浸水対策等の事業に対する財政支援措置の 充実・強化を図ること。
- (2) 福岡導水施設地震対策事業を促進すること。

Ⅷ 教育·文化

1 高校生等奨学給付金制度の見直し

【所管省庁 文部科学省】

高校生等奨学給付金制度については、非課税世帯に対する第1子と第2子以降の支給額の差を解消するとともに、生活保護受給世帯に対する支給額の積算基礎に含まれている修学旅行費を、非課税世帯に対しても含むよう見直しを行うなど、給付金の充実を図ること。また、事務費も含めて全額国庫負担で実施すること。

2 高等学校等就学支援金の拡充

【所管省庁 文部科学省】

私立高等学校授業料の実質無償化(現行の高等学校等就学支援金の拡充)を実現するとともに、その財源については国の責任において確実に確保すること。

3 教職員定数改善計画の早期策定

【所管省庁 文部科学省】

学級編制の標準の改善及び、複雑化・困難化する教育課題に対応した教職員定数の更なる 充実を図り、計画的・安定的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること。

4 メリハリある教員給与体系の確立

【所管省庁 文部科学省】

次代を担う子どもたちの人間形成に関わる教員の職務の重要性に鑑み、人材確保法を堅持するとともに、勤務状況を踏まえた教員給与の見直しを着実に進めること。

5 地域の教育力向上施策の充実

【所管省庁 文部科学省】

地域学校協働活動の推進に係る補助事業を拡充するとともに、令和4年度以降について も継続的に事業を実施できるよう財源を確保すること。

6 私立学校施設の耐震化の促進

【所管省庁 文部科学省】

私立学校施設に対する耐震改修工事及び耐震改築工事について、現行の助成制度の継続のみならず、拡充を図ること。

7 高等学校の空調整備に係る必要な財源の確保

【所管省庁 文部科学省】

地方公共団体が高等学校に空調設備を整備するに当たり、交付金の対象とするとともに、維持管理費についても地方財政措置など財政支援を行うこと。

8 世界遺産の保存活用に向けた取組みの推進

【所管省庁 文部科学省(文化庁)、内閣官房(まち・ひと・しごと創生担当)、総務省】 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」及び「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」の 保存活用に関する技術的支援・財政的支援を行うこと。

9 文化芸術の拠点づくりの推進

【所管省庁 文部科学省】

多様で特色ある文化芸術による地域の活性化を図るため、文化芸術の拠点施設である県立美術館の整備に対する技術的支援・財政的支援を行うこと。

Ⅲ 行財政改革と地方分権の推進

1 社会保障・税にかかわる番号制度

【所管省庁 内閣府(マイナンバー制度)、総務省、厚生労働省】

- (1)番号制度の円滑な実施のためには国民の認知・理解をより深めることが不可欠であることから、周知・広報を継続して行うこと。
- (2)番号制度の導入及び運営に係る経費は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じないようにすること。
- (3) マイナンバーカードの円滑な交付のための対策を継続して行うこと。

2 国の制度改正に伴う審査請求手続きの簡略化

【所管省庁 総務省、厚生労働省】

国の制度改正に伴う大量の審査請求について、国の制度改正に伴う不服であることを理由に却下できる制度とすること。

3 「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定

【所管省庁 総務省】

「平成の合併」により広域化した市町村や高齢化・過疎化が進行する小規模市町村が、将来にわたって安定的に住民の安全・安心や地域振興に係る行政サービスを維持することができるよう、「平成の合併」後の市町村の実態を反映した地方交付税の算定を行うこと。

4 まち・ひと・しごと創生事業費における 「成果」に応じた算定へのシフト

【所管省庁 総務省】

普通交付税のまち・ひと・しごと創生事業費の算定について、令和2年度以降も引き続き、より「成果」に応じた算定へシフトすること。

5 地方消費税に係る精算制度・減収補塡債制度の導入

【所管省庁 総務省】

地方消費税について、精算制度・減収補塡債制度の対象税目とすること。

6 個人事業税の課税対象業種の見直し

【所管省庁 総務省】

課税の公平性を確保するため、個人事業税における課税対象業種の限定列挙方式を見直し、全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、新規事業を課税対象に随時追加すること。

7 会計年度任用職員制度の導入に伴う地方財政措置の実施

【所管省庁 総務省】

会計年度任用職員については、新たに期末手当を支給する必要があることから、地方自治体に財政上の負担が生じることがないよう、国として必要な地方財政措置を行うこと。

8 庁舎等の集約化・長寿命化等の推進

【所管省庁 総務省】

庁舎等の集約化・複合化や長寿命化等の推進を図るため、「公共施設等適正管理推進事業 債」において、庁舎等の公用施設についても一定の事業については対象とすること。